

令和6年度旭川市農業委員会2回総会議事録

- 1 開催日 令和6年5月24日（金曜日）
- 2 開催時間 午後6時00分開会 午後6時20分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 22名

1番・橋本 幸博	2番・北原 浩美	3番・松原 朗	4番・吉田 豪人
5番・市田 敏行	6番・佐藤 絢也	7番・佐藤 慎二	9番・小出 範之
10番・中島 張	11番・湯浅 光二	12番・楠 栄	13番・請川 幹恭
16番・柿木 和恵	18番・廣瀬 康行	19番・小竹 一茂	20番・山中 泰典
21番・千代 圭	22番・佐藤 博則	24番・高橋 一政	25番・前田 靖雄
26番・山田 孝	27番・滝川 岳雪		
- 5 欠席委員

8番・川上 和幸	14番・石尾 卓也	15番・只石 博幸
17番・廣田 健太郎	23番・鈴木 剛	
- 6 事務局職員

太田事務局長	有馬事務局次長	栗山副主幹
西村副主幹	渡辺主査	遠藤主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 24番・高橋 一政 25番・前田 靖雄
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第3号 現地目証明願について（審議）
 - (4) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (5) 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について
 - (6) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
 - (7) 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第5号 現地目証明願について（専決）
- 10 議事録本紙

○議長（山田 孝） ただ今から、令和6年度旭川市農業委員会第2回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は22名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（有馬次長）

事務局。

8番川上委員，14番石尾委員，15番只石委員，17番廣田委員，23番鈴木委員から，欠席する旨の届出がございました。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは，本日の議事録署名委員を指名いたします。

議席番号24番高橋委員，25番前田委員の両委員を指名いたしますので，よろしくお願いいたします。

また，議事についての発言の際は，議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝）

それでは，議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）

事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページないし4ページでございます。

御審議いただきますのは，所有権移転が1件，使用貸借権の設定が1件の合計2件です。

地区の内訳ですが，所有権移転，使用貸借権の設定，共に東鷹栖地区となっております。

番号1番につきましては，譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し，譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。

番号2番につきましては，貸主が所有する農地を借主である後継者へ使用貸借し，借主が農業に精励しようとする案件でございます。

いずれも，議案補足資料1ページ及び2ページの農地法第3条調査書のとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件の全てを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは，番号1番及び2番について審議願います。

御意見，御質問ございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは，議案第1号について「異議なし」と認め，許可することに決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは5ページないし30ページでございます。

東鷹栖地区3件、永山地区1件、江神地区7件、西神楽地区6件、東旭川地区32件、合計49件となっております。

面積は、108.3haでございます。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

利用権設定の番号5番につきましては、佐藤慎二委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委 員（佐藤 慎二） （佐藤慎二委員 退席）

○議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
議案書の7ページ、利用権設定の番号5番は期間満了による再設定でございます。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号5番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号5番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員（佐藤 慎二） （佐藤慎二委員 着席）

○議 長（山田 孝） 佐藤慎二委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号13番につきましては、佐藤博則委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委 員（佐藤 博則） （佐藤博則委員 退席）

○議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

議案書の13ページ、利用権設定の番号13番は、稼働力不足による新規案件でございます。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号13番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号13番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員（佐藤 博則） （佐藤博則委員 着席）

○議 長（山田 孝） 佐藤博則委員が関係する案件について、決定をいたしました。

続きまして、利用権設定の番号21番及び22番につきましては、高橋委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委 員（高橋 一政） （高橋委員 退席）

○議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

議案書の15ページ及び16ページ、利用権設定の番号21番及び22番は、解約再設定でございます。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号21番及び22番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号21番及び22番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（高橋 一政） （高橋委員 着席）

○議長（山田 孝） 高橋委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号２９番ないし３１番につきましては、小竹委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委員（小竹 一茂） （小竹委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
議案書の１８ページ、利用権設定の番号２９番ないし３１番は、借主を変更する案件でございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号２９番ないし３１番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号２９番ないし３１番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（小竹 一茂） （小竹委員 着席）

○議長（山田 孝） 小竹委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号４８番につきましては、請川委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。

○委員（請川 幹恭） （請川委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
議案の２９ページ、利用権設定の番号４８番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号４８番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、利用権設定の番号48番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員 (請川 卓也) (請川委員 着席)

○議 長 (山田 孝) 請川委員が関係する案件について、決定をいたしました。

引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局 (西村副主幹) 事務局。

議事参与制限の8件を除いた41件は、期間満了による再設定が27件、解約再設定が4件、借主変更が5件、稼働力不足等を理由とした新規案件が5件となっております。

以上でございます。

○議 長 (山田 孝) それでは、利用権設定、番号1番ないし4番、6番ないし12番、14番ないし20番、23番ないし28番、32番ないし47番、番号49番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議 長 (山田 孝) 続きまして、日程第3議案第3号「現地目証明願について(審議)」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局 (遠藤主任) 事務局。

日程第3議案第3号「現地目証明願について(審議)」を御説明いたします。
議案書の該当ページは31ページ及び32ページでございます。

東鷹栖地区で2件、西神楽地区で2件、東旭川地区で1件、合計で5件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委 員（前田 靖雄） 25番前田 です。
番号4番について補足説明します。
4番の土地につきまして現地確認した結果、雑種地の状態であり、現況は農採地以外と判断いたしました。
以上です。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、証明することに決定いたします。

○議 長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは33ページないし36ページでございます。
本件につきましては、報告対象期間中に9件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。
なお、地区ごとの内訳につきましては、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区6件となっております。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第5報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤主任） 事務局。

日程第5議案第2号「農地法第5条の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは37ページでございます。

本件は、市街化区域内の農地を新たに権利設定して転用するもので、所有権移転による住宅の建築が1件ございました。

これにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6議案第3号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤主任） 事務局。

日程第6報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは39ページ、補足資料の該当ページは3ページないし8ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に6件の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第7報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第7報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは41ページないし45ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で1件、東旭川地区で9件、合計で10件ございました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第8報告第5号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤主任） 事務局。
日程第8報告第5号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは47ページないし49ページでございます。
本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が7件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。
以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和6年度旭川市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 高橋 一政

署名委員 前田 靖雄